

鳥取県コンクリート耐久性等の品質向上検討委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、鳥取県コンクリート耐久性等の品質向上検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 公共事業で構築するコンクリート構造物には、公共事業予算が削減しているなか、従来にも増して品質の向上や一層の耐久性の向上が強く求められており、コンクリート構造物におけるライフサイクルコストの一層の低減が必要となっている。

委員会はこれらの課題解決に当って、コンクリート構造物に関係する各事業者の役割分担の明確化、連携強化とあわせて、マニュアル等を作成することで、コンクリート構造物の耐久性向上等を図り、もってコンクリート構造物の品質向上、ライフサイクルコスト低減につなげることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行なう。

- (1) コンクリートひび割れ事例集作成に関する事項
- (2) コンクリートひび割れ対策マニュアル作成に関する事項
- (3) その他目的を達成するため必要な事項

(構成)

第4条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会長)

第5条 委員会には、会長を1名置くものとし、委員の互選により選任する。

(会長職務、権限等)

第6条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が不在の場合には、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

(運営)

第7条 議事は議長が整理する。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の出席者を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、鳥取県県土整備部技術企画課（以下「技術企画課」という。）及び公益財団法人鳥取県建設技術センター（以下「センター」という。）に事務局を置く。

2 技術企画課は委員の委嘱・委員会日程の調整等、センターは委員会資料・議事録の作成等を担当し、連携しながら業務を進める。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成24年 6月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年12月11日から施行する。

別 表

鳥取県コンクリート耐久性等の品質向上検討委員会名簿

H26.6.1 現在

委 員

区 分	所属・職名	氏 名	備 考
学識経験者	鳥取大学 名誉教授	井上 正一	会長
	鳥取大学大学院工学研究科 社会基盤工学専攻 教授	黒田 保	
設 計	鳥取県技術士会	川本 篤志	
	(一社)鳥取県測量設計業協会	橋本 健男	
生コン製造	鳥取県生コンクリート工業組合	河金 義英	
施 工	(一社)鳥取県土木施工管理技士会	難波 誠	
調 査	鳥取県コンクリート診断士会	佃 建一	

アドバイザー

区 分	所属・職名	氏 名	備 考
国機関	国土交通省倉吉河川国道事務所 副所長	安野 聡	

事務局

	鳥取県県土整備部技術企画課
	(公財)鳥取県建設技術センター